

事務連絡

平成25年3月19日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省老健局総務課長

消費者庁 消費者安全課長

「消費者庁リコール情報サイト」の周知の徹底について（依頼）

火災・重症等の重大製品事故の約1割がリコール対象品によるものです。2月8日には、長崎市のグループホームでリコール対象品及び周辺を焼損する火災が発生し、5人が死亡、1名が重傷、6名が負傷しました。当該事故の原因は、現在調査中です。

消費者庁では、リコール対象品による事故を防止するため、リコール対象品に関する情報を消費者に周知する取組みを進めているところであり、その一環として、昨年4月より「消費者庁リコール情報サイト」を運営し、過去にリコールが公表された商品のうち、消費者に危害・危険が及ぶ可能性が高いリコール品を掲載し、予めご登録いただいた方には、メールでお知らせする取組みを行っています。

消費者庁においても、当サイトを含めたリコール情報の更なる周知について対応を進めているところですが、貴省におかれましても、別添の「消費者庁リコール情報サイト」のリーフレットを活用するなど、全国の社会福祉施設等に当サイトを周知徹底いただきますようお願いいたします。

(参考)「消費者庁リコール情報サイト」のホームページのアドレス

<http://www.recall.go.jp/>

<本件問合せ先>

消費者庁 消費者安全課 前内

電話：03-3507-9201

FAX：03-3507-9290